

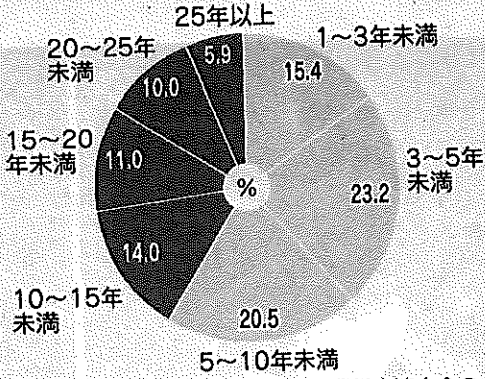
事業者の9割

1729.10.5 12時

クリーニング 長期保管苦慮

全国の約9割のクリーニング店が仕上がり日を大幅に過ぎた品物を保管していることが、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（全ク連）の調査で分かった。預かり期間が25年を超えるケースもあった。調査は保管場所の確保に苦慮する業者の声を受けて実施。洗濯物の長期保管の実態が明らかになるのは初めてという。

4割の業者が10年以上預かっている品物があると回答した



(注)全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の調査を基に作成

預かり25年超も

調査は今年8月に全ク連が無作為に抽出したクリーニング業者に調査票を郵送。427の業者から回答を得た。調査結果を踏まえ、全ク連は一定期間を経過した品物の取り扱いなどについて、行政機関と協議する。

調査によると、仕上りの予定日を過ぎて、数カ月から1年程度、客が引き取りにこない品物を抱えている事業者は全体の87.4%に上った。保管期間は3~5年未満(23.2%)が最も多く、5~10年未満(20.5%)、1~3年未満(15.4%)、10~15年未満(14.0%)、15~20年未満(11.0%)、20~25年未満(10.0%)が続いた。25年以上、保管している品物がある、と答えた事業者も5.9%に上った。長期保管している品数は10~19点が27.5%で最多。1~9点以下は24.2%、20~40点は20.0%以上を抱えていた。

長期保管になった理由は「客が転居、亡くなる等連絡が取れなくなった」(64.3%)や「客が忘れていた」(62.5%)、「客に連絡しても引き取りにこない」(47.7%)が多数を占めている。

78.6%の業者が「保管スペースの確保」が負担になっている、と回答した。

「長期保管となった品物の置き場所を確保する」に困っている」という全体の66.3%が期限を設けず、客が引き取りに来るまで保管。31.3%は一定の期間が過ぎた後に処分しているとした。このうち、「預かってから5年以上で処分」(51.7%)が過半数を占め、「預かってから3~5年」(25%)が続いた。

「長期保管となった品物を処分するルール作りなど、今年度中に行政機関と相談をしながら方向性を決めたい」としている。

「長期保管となった品物を処分するルール作りなど、今年度中に行政機関と相談をしながら方向性を決めたい」としている。